

レジストラ認定契約の2023年包括的改正

2023年8月7日時点で効力を持つ、このレジストラ認定契約の2023年包括的改正（以下「2023年改正」）は、カリフォルニア州の非営利の公益法人であるInternet Corporation for Assigned Names and Numbers（「ICANN」）と当該レジストラ契約などへの当該レジストラである当事者との間で締結された表Aに記載されるレジストラ認定契約（以下「当該レジストラ認定契約」）を修正するものです。この2023年の修正は当該レジストラ契約の7.4項に準じて作成され、効力を持ちます。この2023年の修正で使用される未定義の大文字で書かれた用語は、当該レジストラ契約の中で、ここに提示されるそれぞれの意味を持ちます。

しかるに、当該レジストラ契約は、当該レジストラ契約の7.4項に規定される要件とプロセスに従い修正される場合があります。

ICANNとワーキンググループはこの2023年の修正の形式と内容に関して誠実に協議しています。

ICANNは30日以内にそのWebサイト上にこの2023年の修正を公に掲示し、当該レジストラ契約の7.6項に従ってこの2023年の修正を当該レジストラへ通知しています。

ICANNとワーキンググループは、掲載期間中にこの2023年の修正に関して提出されたパブリックコメントを考慮しています。

2023年4月30日に、この2023年の修正はICANN理事会によって承認されました。

2023年3月20日に、この2023年改訂はレジストラの承認を得ました。

2023年6月8日に、ICANNはこの2023年改正が、承認済みの改正であることを当該レジストラへ通知しました（「2023年改正の通知日」）。

当該レジストラ契約の7.4.3項に従い、この2023年の修正はICANNや当該レジストラによるその他の行動を何ら要することなく、2023年の修正の通知日から60日間経過した2023年8月7日（「2023年の修正の発効日」）に効力を持ち、当該レジストラ契約に対する修正として見做されます。

そこで、ここに言及することにより認められた上記の契約書前文を考慮して、この2023年の修正は2023年の修正の発効日時点で、各当該レジストラ契約に対して効力を持つ改正として見なされます。

1. 1.15項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.15 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」とは、本契約に添付されたRDDS正確性プログラムに関する仕様（本契約に従い随時更新されるものを含まず）を意味します。

2. 1.16項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.16 「RDDS仕様」とは、本契約に添付された登録データディレクトリサービスに関する仕様（本契約に従い随時更新されるものを含まず）を意味します。

3. 1.17項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.17 「登録名」とは、gTLDレジストリオペレータ（またはレジストリサービスの提供に携わるその加盟者または下請業者）がレジストリデータベースでデータを管理したり、管理を手配したり、管理することで収益を得る、gTLDのドメイン内のドメイン名です。ドメイン名は2つ以上（john.smith.nameなど）のレベルで構成されます。レジストリデータベース内の名前は、ゾーンファイルには表示されない（登録しているが非アクティブな名前であるなど）場合でも登録名になります。

4. 1.18項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.18 「登録名保有者」とは、登録名の所有者を意味します。

5. 1.19項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.19 レジストラという用語は、英語版で最初が大文字になっていない場合（日本語版では括弧なしで表記される場合）、レジストリデータベースに入力するために登録名保有者およびレジストリオペレータと契約し、登録名保有者に関する登録データを収集して登録情報を提出する個人または団体を意味します。

6. 1.20項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.20 「レジストラ承認」とは、以下のいずれかの承認を受領することを意味します。

1.20.1 該当レジストラによる運用中登録名総数の90%を占める該当「レジストラ」の賛成による承認。ただし、該当「レジストラ」による運用中登録名総数の算定の目的上、各該当レジストラファミリーによる運用中登録名総数は、分子と分母のいずれについても、第

5番目の該当レジストラファミリー（運用中登録名数をもとに判定します）たる該当レジストラファミリーの運用中登録名総数を超えてはならないものとします。

1.20.2 6項に基づく修正案の承認または非承認の手続きに参加（すなわち、賛成または反対の投票を行うことであり、棄権またはその他の不投票は除きます）した該当「レジストラ」の50%に1人を加えた割合以上の賛成による承認に加えて、すべての該当レジストラによる運用中登録名総数の66.67%を占める該当「レジストラ」の賛成による承認。ただし、該当「レジストラ」による運用中登録名総数の算定の目的上、各該当レジストラファミリーによる運用中登録名総数は、分子と分母のいずれについても、第5番目の該当レジストラファミリー（運用中登録名数をもとに判定します）たる該当レジストラファミリーの運用中登録名総数を超えてはならないものとします。これらの計算の例は、本契約に添付された付属文書1に記載されています。

7. 1.21項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.21 「レジストラサービス」とは、本契約の対象となるサービスであってgTLDに関連してレジストラが提供するものを意味し、レジストリデータベースに入力するために登録名保有者と契約し、登録名保有者に関する登録データを収集して登録情報を提出することを含みます。

8. 1.22項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.22 「レジストリデータ」とは、電子的形態で管理されるすべてのレジストリデータベースデータを意味し、gTLDゾーンファイルデータ、レジストリサービスの提供に使用したりレジストラから提供される電子的形態のすべてのデータ、レジストリデータベースに電子的形態で管理される特定のドメイン名の登録やネームサーバーに関するレジストリサービスを提供するために使用される他のすべてのデータが含まれます。

9. 1.23項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.23 「レジストリデータベース」とは、レジストリのドメイン内の1つまたは複数のDNSドメイン名に関するデータから構成されるデータベースを意味し、名前の一部またはすべてについて、権威をもって公開されるDNSリソースレコードあるいはドメイン名の利用可能性に関する検索リクエストやRDDSクエリに対する回答を生成するときに使用します。

10. 1.24項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.24 「レジストリオペレータ」とは、特定のgTLDにレジストリサービスを提供するにあたり、ICANN（またはその指定代理人）と該当する個人または団体の間の契約に従って、またそのような契約が終了または満了した場合は、米国政府と該当する個人または団体の間の契約に従って責任を負う個人または団体です。

11. 1.25項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.25 「レジストリサービス」とは、特定のgTLDについて、ICANNと当該gTLDのレジストリオペレータとの間の契約で定義されたサービスを意味します。

12. 1.26項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.26 「再販業者」とは、(a) 「レジストラ」との契約、取決めまたは了解事項に基づき、ドメイン名の登録における「レジストラ」の流通経路に関与する個人または団体、または (b) ドメイン名の登録における「レジストラ」の流通経路に関与する個人または団体であって、「レジストラ」による現実の認識のもとに、登録名保有者に関する登録データの収集、かかるデータの「レジストラ」への提出または「レジストラ」と登録名保有者との登録契約の締結促進など、レジストラサービスの一部または全部を提供する者をいいます。

13. 1.27項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.27 「制限的修正事項」とは、(i) コンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーに関する仕様に対する修正、または (ii) 5.1項に規定された本契約の期間（5.2項に従い延長されることがあるもの）を意味します。

14. 1.28項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.28 登録名は、登録と関連するレコードをレジストリに格納したレジストラが「スポンサーとなる」名前です。登録のスポンサーは、登録名保有者が明示的に指示した場合、またはレジストラが認定を失った場合、その時点におけるICANNの「仕様およびポリシー」に従って変更することができます。

15. 1.29項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.29 「仕様およびポリシー」または「仕様またはポリシー」（日本

語版では括弧ありで表記される場合)には、本契約において言及されるコンセンサスポリシー、仕様 (RDDS正確性プログラムに関する仕様など)、および明確に本契約によって意図されているかまたは ICANNの付随定款によって承認されている一切の修正、ポリシー、手続きまたはプログラムが含まれます。

16. 1.30項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.30 「本契約の期間」は、本契約の発効日に始まり、(a) 満了日、または (b) 終了日のいずれか早い時点まで継続します。

17. 1.31項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.31 「運用中登録名総数」は、すべての該当「レジストラ」がスポンサーとなっている登録名の総数であって、「レジストラ」からICANNへ提出される最新の月次報告に表示されるものを意味します。

18. 1.32項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.32 「WHOIS 正確性プログラムに関する仕様」は、「RDDS 正確性プログラムに関する仕様」を指し、この定義を使用する本契約に関連付けられる外部文書の目的のためにこの第 1 項に含まれます。

19. 新しい1.33項がこれによって次の通りに追加されます。

1.33 「ワーキンググループ」とは、該当「レジストラ」の代表者およびコミュニティのその他のメンバーであって、該当「レジストラ」契約の修正 (6.9項に基づく双方向的な修正を除きます) に関する協議を行うワーキンググループとして機能するためにレジストラステークホルダーグループが随時指名する者を意味します。

20. 3.2.1.4項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.2.1.4 レジストリシステムで自動的に生成されない場合、「レジストラ」の識別情報。

21. 3.3.1項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.3.1 「レジストラ」は、自費で、RDAPディレクトリサービス (RDDSの仕様で定義され、IPv4とIPv6の両方でアクセス可能なもの) を用意し、gTLDにおいて「レジストラ」がスポンサーとなるすべてのアクティブな

登録名に関する最新（少なくとも毎日更新される）データに対する無料の公開クエリベースへのアクセスを提供します。コンセンサスポリシーによって別途指定されるまで、かかるデータは「レジストラ」のデータベースに含まれている以下の要素から構成されるものとします。

22. 3.3.4項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.3.4 「レジストラ」は、すべてのコンセンサスポリシーを遵守し、分散された機能を協調的に実装して、クエリベースのRDDS検索機能をすべてのレジストラに提供します。レジストラが実装したRDDSサービスが、適切な期間内に、正確な最新データに対する合理的に頑健で信頼性が高く、使いやすいアクセスを提供できない場合、「レジストラ」は、ICANNによって合理的に必要であると判断された場合に（特定のレジストラによる是正措置の可能性を考慮して）、包括的なレジストラRDDS検索機能を提供する目的で集中型RDDSデータベースの開発を促進するために「レジストラ」のデータベースからデータを提供することを「レジストラ」に要求するすべてのコンセンサスポリシーを遵守するものとします。

23. 3.3.8項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.3.8 「レジストラ」は、少なくともRDDS仕様に定められた要件を満たさなければなりません。

24. 新しい3.3.9項がこれによって次の通りに追加されます。

3.3.9 「レジストラ」は、自費で、双方向のWebページ、および「Thinレジストリ」を運用するgTLDについてポート43 Whoisサービス（それぞれIPv4とIPv6の両方でアクセス可能なもの）を用意し、gTLDにおいて「レジストラ」がスポンサーとなるすべてのアクティブな登録名に関する最新（少なくとも毎日更新される）データに対する無料の公開クエリベースへのアクセスを提供します。コンセンサスポリシーまたはテンポラリーポリシーで別段の指定がなければ、かかるデータは、少なくともサブセクション3.3.1.1から3.3.1.8に記載される要素から構成され、RDDS仕様のサブセクション1.4に規定される形式で、レジストラのデータベースに含まれるものとする。

25. 3.4.3項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.4.3 本契約の期間中およびその後2年間、「レジストラ」は、ICANNが合理的な通知を行った場合、本3.4項に定められたデータ、情報および記録を検査しコピーできるようにするものとします。また、ICANNから合理的な通知および要請があった場合、「レジストラ」は、コンプライアンス

ス関連の調査の対象となる限定された取引または状況に関し、かかるデータ、情報および記録のコピーをICANNに交付するものとします。ただし、かかる義務は、「レジストラ」のデータベース全体または取引履歴全部のコピーの要求に対しては、適用されません。かかるコピーの提供にかかる費用は、「レジストラ」の負担とします。ICANNによる電子データ、情報および記録の提供要請に対応する際、「レジストラ」は、自身の業務への負担を最小限にとどめられるよう、「レジストラ」にとって合理的に簡便でかつICANNにとって許容可能な形式で、かかる情報を提出することができます。そのようなデータ、情報または記録をICANNへ提供すると適用法または何らかの法的手続きに違反することになると「レジストラ」が判断する場合、ICANNおよび「レジストラ」は、かかるデータ、情報または記録の全部またはその修正版の提出を可能にするための適切な制限措置、保護措置または代替的解決策の有無について、誠実に協議することに合意します。ICANNは、適用法、法的手続きまたは「仕様またはポリシー」により明示的に義務付けられる場合を除き、かかるデータ、情報または記録の内容を開示しません。

26. 3.5項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.5 データに関する権利。「レジストラ」は、認定された各 gTLD に関して「レジストラ」がレジストリデータベースに送信したかまたはスポンサーとなったすべての登録名について、サブセクション 3.2.1.1~3.2.1.3 に記載されるデータ要素の排他的な所有権または使用に関するすべての権利を否認します。「レジストラ」は、認定された各 gTLD でスポンサーとなったアクティブな登録名について、サブセクション 3.2.1.4~3.2.1.6 およびサブセクション 3.3.1.3~3.3.1.8 に記載されるデータ要素に関する権利を否認せず、双方向かつクエリベースのパブリックアクセスを提供するサービス（サブセクション 3.3.4 に基づく RDDS サービスなど）を提供する目的でサブセクション 3.2.1.4~3.2.1.6 および 3.3.1.3~3.3.1.8 に記載されるデータ要素を利用し開示する非排他的、取り消し不可の無償ライセンスを供与することに同意します。認定された gTLD の登録名のスポンサーが「レジストラ」から変更された場合、「レジストラ」は、スポンサーとなるレジストラが登録名に関するサブセクション 3.2.1.4~3.2.1.6 および 3.3.1.3~3.3.1.8 に記載されるデータ要素の所有権を保有することを認めます。このデータに関する所有権は「レジストラ」も保持します。このサブセクションは、「レジストラ」が以下のことを行うことを禁止するものではありません。(1) 本契約および「仕様またはポリシー」に準拠して行われるデータ要素へのバルクパブリックアクセスを制限すること、または(2) 本サブセクション 3.5 の規定に従って保有するデータ要素に関する権利を譲渡すること。

27. 3.7.5.7項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.7.5.7 UDRP紛争の対象となっているドメインが、紛争中に削除されるか、有効期限切れとなった場合、UDRP紛争の申立人は、その選択により、登録者と同等の商業的条件でドメイン名を更新または回復することができます。申立人がドメイン名を更新または回復した場合、ドメイン名はレジストラホールドおよびレジストラロック状態に置かれ、登録者のRDDS連絡先情報は削除され、RDDSエントリにはドメイン名が紛争の対象となっていることが表示されます。申し立てが終了するかUDRP紛争で申立人が敗訴した場合、当該ドメイン名は45日以内に削除されます。登録者は、現行の請戻猶予期間に関する規定に基づき、請戻猶予期間中いつでも当該ドメイン名を回復する権利を有します。また、当該ドメイン名が削除される前に更新する権利を保持します。

28. 3.7.6項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.7.6 「レジストラ」は、(i) 追加または更新時に効力を有する除外対象の登録名のリストまたは仕様を明記したコンセンサスポリシーに反するような方法または(ii) 「レジストラ」がレジストラサービスを提供している特定のレジストリオペレータからの求めに応じて登録を留保している名前のリストに反するような方法により、gTLDレジストリで登録名を追加または更新しないものとします。

29. 3.7.7項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.7.7 「レジストラ」は、電子形態または書面による登録契約を「レジストラ」と締結することを、すべての登録名保有者に義務付けるものとします。かかる契約には、少なくともサブセクション3.7.7.1～3.7.7.12に定められた条項が含まれていることが必要であり、また「レジストラ」がスポンサーとなるドメイン名の登録に適用されるその他の条件も規定されるものとします。「レジストラ」が登録契約を締結する登録名保有者は、「レジストラ」以外の個人または法人である必要があります。ただし、「レジストラ」は、自身のレジストラサービスの遂行のために登録されたドメインについて、登録名保有者となることができます。この場合、「レジストラ」は、サブセクション3.7.7.1～3.7.7.12に規定された条項に服するとともに、本契約ならびに「仕様およびポリシー」に定められた登録名保有者の義務のすべてを遵守することについてICANNに対し責任を負うものとします。「レジストラ」は、サブセクション3.7.7.1～3.7.7.12またはコンセンサスポリシーの要件の履行に関連する「レジストラ」と登録名保有者との登録契約の条項の遵守を徹底するよう、商業上実施可能な努力を払うものとします。

30. 3.7.8項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.7.8 「レジストラ」は、RDDS 正確性プログラムに関する仕様に明記された義務を遵守しなければなりません。また、RDDS 正確性プログラムに関する仕様における異なる定め¹の如何にかかわらず、「レジストラ」は、合理的かつ商業上実施可能な (a) 「レジストラ」がスポンサーとなる登録名に関連付けられた担当者情報の登録時の確認または (b) 当該情報の定期的な確認を義務付けたコンセンサスポリシーを遵守するものとします。

「レジストラ」は、「レジストラ」がスポンサーとなる登録名に関連付けられた担当者情報の間違いが通知された場合、適切な措置を講じてその間違いを調査します。「レジストラ」は、スポンサーとなる登録名に関連付けられた担当者情報の間違いを確認した場合、適切な措置を講じてその間違いを訂正します。

31. 3.8項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.8 ドメイン名の紛争の解決。本契約の期間中、「レジストラ」は、登録名に関する紛争の解決のためのポリシーと手順を実施するものとします。登録名に関する紛争の解決についてICANNが別のコンセンサスポリシーまたはその他の「仕様またはポリシー」を確立するまでは、「レジストラ」は、ICANNのWebサイト (<https://www.icann.org/consensus-policies>) に明記される統一ドメイン名の紛争解決ポリシーを遵守するものとします。これは、随時改定される場合があります。また、「レジストラ」は、統一早期凍結（以下、「URS」）手続きまたはその後継手続き、および「レジストラ」がレジストラサービスを提供しているレジストリオペレータによって要求されたその他該当の紛争解決手続きを、遵守するものとします。

32. 3.12.2項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.12.2 再販業者が使用する登録契約には、ICANNレジストラ認定契約およびICANNコンセンサスポリシーにより義務付けられるすべての登録契約規定と通知が含まれており、また、スポンサーとなるレジストラを特定するか、ICANN登録データ検索サービス (<https://lookup.icann.org>) へのリンクなど、スポンサーとなるレジストラを特定する方法が明記されていること。

33. 3.16項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.16 レジストラント教育情報へのリンク。ICANNは、レジストラ認定

契約および関連のコンセンサスポリシーの条件を要約した教育用Webページを公開しています。（本契約の契約日付けのものを、次のURLで公開しています：<https://www.icann.org/resources/pages/benefits-2013-09-16-en>）。「レジストラ」は、ドメイン名の登録または更新のために運営するすべてのWebサイトに、上記のWebページへのリンクを提供し、ICANNコンセンサスポリシーに基づき表示することが義務付けられたポリシーまたは通知に対するリンクと同様に明確に登録名保有者に表示するものとします。ICANNは、レジストラと協議のうえ、このWebサイトの内容および/またはURLを更新することができるものとします。

34. 3.18.2項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3.18.2 「レジストラ」は、悪用に関する専用の連絡先を設定し維持するものとします。これには、「レジストラ」が現実に事業所を設立し維持している法域の中央政府または地方政府により随時指定される法執行機関、消費者保護機関、準政府機関またはその他これらに類する当局から不正行為の報告を受け付けるため、1日24時間週7日対応で監視する専用の電子メールアドレスおよび電話番号を含みます。確かな情報に基づく不正行為の報告がこれらの連絡先へ提供された場合、報告に対応するために必要かつ適切な措置を講じることについて「レジストラ」から権限を付与された個人が、24時間以内に、かかる報告を確認する必要があります。かかる報告に対応するに当たり、「レジストラ」において、適用法に違反する措置を講じる必要はありません。

35. 4.1項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

4.1 コンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーの遵守。本契約の期間中、「レジストラ」は、発効日に存在するすべてのコンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシー（次のURLに掲載されているもの：<https://www.icann.org/consensus-policies>）、ならびに将来においてICANNの付随定款に従い策定および採択されるすべてのコンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーを遵守し、履行することに同意するものとします。ただし、かかる将来のコンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーは、本契約におけるコンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーに関する仕様に規定された手続きに従い、当該仕様に規定された主題に関係する範囲で、かつ当該仕様に規定された制限事項を条件に採択されるものとします。

36. 5.5.2.1.3項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

5.5.2.1.3 故意（または重大な過失）により、ドメイン名の登録もしくは使用、または登録名保有者から「レジストラ」への不正確な登録データの提供に際し、不正行為を許容したこと。

37. 5.5.2.1.4項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

5.5.2.1.4 「レジストラ」がスポンサーとなるドメイン名の使用に関し、管轄裁判所から発せられた命令の条件に違反した場合。

38. 5.6項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

5.6 契約終了手続き。ICANNは、前述のサブセクション5.5.1～5.5.6に該当する状況の場合、「レジストラ」に対する書面による15日前の通知によって本契約を終了することができます（サブセクション5.5.4に示すように「レジストラ」が是正しなかった場合）。その間、「レジストラ」は、本契約の終了の妥当性を裁定するための仲裁手続きをサブセクション5.8に従って開始することができます。また、サブセクション5.5.7および5.5.8に該当する状況が発生した場合、「レジストラ」に通知を送付し即座に本契約を終了することができます。

39. 5.7.4項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

5.7.4 インターネットの安定性または運用整合性を危うくすると ICANN によって合理的に判断される行為を「レジストラ」が行い、通知受け取り後も即座に是正しない場合、ICANN は、サブセクション 7.1 の特定履行または差し止め救済の延長申請の間、本契約を 5 営業日の間凍結することができます。本サブセクションに基づく本契約の凍結の場合、ICANN の単独の裁量により、「レジストラ」は、次の事項を禁止される場合があります。(i) かかる通知が「レジストラ」へ送達された日以降に、ICANN から委任された gTLD の登録サービスを提供すること、および (ii) gTLD の新規登録名を作成しもしくはそのスポンサーとなりまたは登録名のインバウンド転送を開始すること。また、「レジストラ」は、サブセクション 5.7.3 に定められた声明を掲載しなければなりません。

40. 5.8項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

5.8 本契約下における紛争の解決。6 項および 7.4 項に規定された規約を条件として、本契約の下で、またはこれに関連して発生した紛争は、(1) ICANN が「レジストラ」の認定を更新しなかったことにより発生した紛争および (2) 特定履行の要請を含め、アメリカ仲裁協会

(以下、「AAA」)の国際仲裁規則に基づき、管轄裁判所または、いずれかの当事者が選択した裁判所において本サブセクション 5.8 の規定に従って仲裁を行うことにより解決するものとします。仲裁は、米国カリフォルニア州のロサンゼルス郡において英語で行うものとします。7.4.5 項に規定されている場合を除き、仲裁人は、AAA の仲裁人リストの中から両当事者間で合意した 1 人とします。ただし、AAA から仲裁人指定の要請があった後 15 日以内に両当事者が仲裁人について合意しない場合には、仲裁人の選定および任命は、DNS に関する仲裁人の知識を考慮したうえで、AAA が行うものとします。各当事者は、裁定費用を等分に負担しますが、AAA の規定に従い、裁定の中で費用を再配分する仲裁人の権利に従うものとします。両当事者は、仲裁に関する自らの弁護士費用をそれぞれ負担し、仲裁人は、その裁定に関連する弁護士費用を再配分することはできません。仲裁人は、仲裁のための聴聞会が終わってから 90 日以内に裁定を下すものとします。「レジストラ」が ICANN による 5.5 項に基づく本契約の終了の妥当性、または ICANN による 5.7.1 項に基づく「レジストラ」の凍結の妥当性を争うための仲裁を開始する場合、「レジストラ」はそれと同時に、裁定が下されるまで契約解除または凍結を保留することの請求を仲裁パネルに対して行うことができます。仲裁パネルは次の場合に停止を命じることができます。(i) 運用の継続が消費者または公益に無害であることが「レジストラ」によって証明されるか、または (ii) 裁定が下されるまで「レジストラ」の業務の管理を担当する認定された第三者が仲裁パネルによって任命された場合。前述の (ii) 項の推進のため、かかる仲裁パネルには、「レジストラ」の要請があった場合で仲裁パネルが妥当と判断したときに、「レジストラ」の業務を管理する認定された第三者を指名するために必要なすべての権限が与えられます。当該第三者の選定にあたり、仲裁パネルは、「レジストラ」が明示した希望を考慮しますが、これに制約されないものとします。保留請求を認める旨の命令は、仲裁の申し立て後 14 日以内に発せられる必要があります。保留請求を認める旨の命令が 14 日以内に発せられない場合、ICANN は、5.5 項に基づき本契約の終了手続きを進め、または 5.7.1 項に基づき「レジストラ」の凍結を進める権利を有するものとします。「レジストラ」が、サブセクション 4.3.3 に基づき、仕様またはポリシーがコンセンサスによって支持されているという ICANN 理事会の決定を認める独立審議パネルの裁定に異議を唱える仲裁を開始する場合、「レジストラ」はそれと同時に、裁定が下されるまでポリシー遵守の強制の停止を仲裁パネルに対して請求することができます。当該請求の有効性は、裁定が下されるか、仲裁パネルが ICANN による当該停止の解除要求を認めるまで維持されるものとします。本契約に関して ICANN が関係する訴訟（仲裁を選択するか、仲裁裁定を施行するかに関係なく）はすべて米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡の裁判所を専属管轄および裁判地とします。ただし、各当事者

は、そのような裁判所の判決を任意の管轄裁判所において執行する権利も有します。仲裁を支援しまたは当事者の権利を保存することを目的として、当事者は、仲裁の係属中に、一時的または仮の差し止め救済を、仲裁パネルに対しましては米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡の裁判所において請求する権利を有します。これによって、本仲裁契約が放棄されたとは見なされないものとします。

41. 7.3.2項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

7.3.2 ある法主体が「レジストラ」の株式、資産、業務における支配権を取得する限りにおいて、「レジストラ」は、当該取得から7日以内にICANNに通知するものとします。かかる通知には、「レジストラ」がその時点で有効な認定基準に基づいて、「仕様またはポリシー」を遵守しており、本契約の義務を履行していることを確認する記述を含めるものとします。当該通知から30日以内に、ICANNは、本契約の遵守を確認しようとする「レジストラ」に対して追加情報を要求することができます。この場合、「レジストラ」は要求された情報を15日以内に提供する必要があります。「レジストラ」の継続認定に関する紛争は、5.8項に従って解決するものとします。

42. 7.4.3項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

7.4.3 協議期間の終了後に改定提案について合意に達した場合、ICANNは、パブリックコメントを募集するため、30暦日以上（以下、「公示期間」）にわたり、合意済みの改定提案をICANNのWebサイトに公示するとともに、かかる改定内容を7.6項に従いすべての該当「レジストラ」に通知するものとします。ICANNおよびワーキンググループは、改定提案に関して公示期間中に提出されたパブリックコメント（該当「レジストラ」から提出されたコメントを含みます）を検討するものとします。公示期間の終了後、改定提案は、「レジストラ」承認およびICANN理事会の承認を受けるために提出されるものとします。かかる承認を受けた場合、改定提案は、該当「レジストラ」およびICANNにより承認済み修正事項と見なされるとともに、ICANNから「レジストラ」への通知から60暦日後に発効し、本契約の修正と見なされるものとします。

43. 7.4.4.4項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

7.4.4.4 調停中に何らかの合意に達した場合、ICANNは、公示期間にわたり、

合意済みの改定提案をICANNのWebサイトに公示するとともに、7.6項に従いすべての該当「レジストラ」に通知するものとします。ICANNおよびワーキンググループは、合意済みの改定提案に関して公示期間中に提出されたパブリックコメント（該当「レジストラ」から提出されたコメントを含みます）を検討するものとします。公示期間の終了後、改定提案は、「レジストラ」承認およびICANN理事会の承認を受けるために提出されるものとします。かかる承認を受けた場合、改定提案は、該当「レジストラ」およびICANNにより承認済み修正事項と見なされるとともに、ICANNから「レジストラ」への通知から60暦日後に発効し、本契約の修正と見なされるものとします。

44. 7.4.5.1項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

7.4.5.1 仲裁通知が送付された場合、パブリックコメントを募集するため、調停人による争点の定義、および改定提案（ICANN、「レジストラ」またはその両方によるもの）を、ICANNのWebサイトに30暦日以上掲載するものとします。ICANNおよびワーキンググループは、改定提案に関して公示期間中に提出されたパブリックコメント（該当「レジストラ」から提出されたコメントを含みます）を検討するものとします。かかるコメントおよび検討に関する情報は、3名の仲裁人パネルへ提出するものとします。各当事者は、公示期間の前後を問わず、自身の改定提案を変更することができるものとします。仲裁手続は、かかるパブリックコメント期間の終了以前には、開始できないものとします。ICANNは、複数のレジストラ（「レジストラ」を含みます）によって提起されたすべての異議申し立てを、単一の手続きに併合することができるものとします。本7.4.5.1項に規定されている場合を除き、仲裁は、5.8項に従って行われるものとします。

45. 7.4.5.2項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

7.4.5.2 改定提案に関するいかなる紛争も、改定提案の主題が次のいずれかに該当する限りにおいて、仲裁に付すことができないものとします。
(i) コンセンサスポリシーに関係するもの、(ii) コンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーに関する仕様の1.2項に定められた主題カテゴリに該当するもの、または (iii) 本契約の次の条項または仕様のいずれかの修正を求めるもの。2項、4項および6項、サブセクション3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、3.8、3.9、3.14、3.19、3.21、5.1、5.2もしくは5.3、ならびにコンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーに関する仕様、RDDS正確性プログラムに関する仕様、登録データディレクトリサービス（RDDS）に関する仕様、またはレジストラの運用に関する追加仕様。

46. 7.4.5.5項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

7.4.5.5 仲裁人パネルは、改定提案に関する修正案のうち、ICANNによるものまたはワーキンググループによるもののいずれかを承認するためには、かかる修正案がICANNの基本的価値観（ICANNの付随定款に定義）の公正な適用と矛盾しないものであって、該当「レジストラ」およびICANN（該当する場合）の事業上の利益における費用と便益の調和という観点で合理的なものであり、かつかかる修正に記載されている改定提案により達成しようとする公益の観点でも合理的なものであるとの結論に達している必要があります。仲裁人パネルが、改定提案に関する修正案のうち、ICANNによるものまたはワーキンググループによるもののいずれかが上記の基準に合致しているとの結論に達した場合、かかる修正案は、ICANNから「レジストラ」への通知から60暦日後に発効して、本契約の修正と見なされ、かつ本契約の下での承認済み修正事項と見なされるものとします。

47. 7.6項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。ただし、各当該レジストラの通知情報は、各当該レジストラ契約で定められる、あるいは、7.6項の条件に従ってそのまま更新されるものとします。

7.6 通知および指定。4.4項および6項に規定されている場合を除き、本契約に基づいて行われるべきすべての通知は、かかる当事者が書面にて住所の変更通知を行っている場合を除き、以下の適切な当事者の住所宛に書面で行われるものとします。各当事者は、連絡先情報の変更から30日以内にその旨を他方当事者に通知します。本契約において必要とされるすべての通知は、手交された時点、国際的に定評ある急送宅配便によって配達予定となった時点、または電子的方法（受信者側の電子メールサーバーによる受信の確認がその後に伴うもの）により送付された時点で、適切に送達されたものと見なされます。本契約に従い確立された新たな「仕様またはポリシー」の通知に関しては、「レジストラ」がかかる「仕様またはポリシー」確立の通知を電子メールで受け取り、かつICANNのWebサイトにその旨が公開された後、かかる仕様、ポリシーまたはプログラムを遵守するための妥当な猶予期間が「レジストラ」に与えられるものとします。かかる猶予期間の付与は、緊急事態の発生を考慮したうえでなされるものとします。本契約に基づいてICANNによって行われる通知および指定は、書面通知が「レジストラ」に送付されたと解釈された時点で発効するものとします。

ICANNに対する場合の宛先は次の通りとします。

気付：レジストラ認定通知

Internet Corporation for Assigned Names and Numbers

12025 Waterfront Drive, Suite 300

カリフォルニア州ロサンゼルス90094-2536米国

電話番号：+1 310 823-9358

必要なコピー送付先：法律顧問

電子メール：（随時指定される通り。）

48. 「Whois正確性プログラムに関する仕様」は、「RDDS正確性プログラムに関する仕様」と改称されます。
49. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の1項の最初の段落は、これによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。
1. 下記の3項に規定されている場合を除き、(1)「レジストラ」がスポンサーとなる登録名の登録時、(2)「レジストラ」の登録名のスポンサーとしての地位の移転時または(3)「レジストラ」がスポンサーとなる登録名についての登録名保有者の変更時から15日以内に、「レジストラ」は、かかる登録名に関するRDDS情報およびこれに対応する顧客アカウント保有者の連絡先情報の両方について、以下を行うものとします。
50. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の1.f.i項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。
- 1.f.i 登録名保有者の（および、アカウント保有者がこれと異なる場合はその）電子メールアドレス。この確認は、「レジストラ」が指定する方法により返送すべき固有のコードを提供するなど、ツールを用いた認証方法を通じての確認応答を要求する電子メールを送信することによって行います。
51. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の1.f.ii項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。
- 1.f.ii 登録名保有者の（および、アカウント保有者がこれと異なる場合はその）電話番号。この確認は、以下のいずれかの方法で行います。(A) 登録名保有者の電話番号に電話をかけるか、またはSMSを送信し、「レジストラ」が指定する方法により返送すべき固有のコードを提供すること、または(B) 登録名保有者の電話番号に電話をかけ、Web、電子メールまたは郵便によって登録名保有者に送付された固有のコードを提供するよう、登

録名保有者に要求すること。

52. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の2項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

2. 下記の3項に規定されている場合を除き、「レジストラ」がスポンサーとなる登録名に係るRDDSの連絡先情報またはこれに対応する顧客アカウントの連絡先情報の変更を受領した場合（「レジストラ」において、かかる登録名につき、この仕様に規定された確認および認証要件の履行が過去に必要となったことがあったかどうかを問いません）、その後15暦日以内に、「レジストラ」は、上記の1項に明示された方法により、確認および（1項で求められている限りでの）認証を行うものとします。認証要求を送った登録名保有者からの確認応答を「レジストラ」が受領できなかったときは、「レジストラ」は、該当の連絡先情報を「レジストラ」が受領するまで、該当の連絡先情報を手動で確認するか、または登録を凍結するものとします。アカウント保有者からの確認応答を「レジストラ」が受領できなかった場合、「レジストラ」は、該当の連絡先情報を手動で確認するものとします。ただし、この場合は登録を凍結する必要はありません。

53. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の3項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3. 下記の4項に規定されている場合を除き、同一の連絡先情報について「レジストラ」が既に確認および認証の手続きを正常に完了しており、かつその情報がもはや有効ではないことを示すような状況が存するとの事実または認識を「レジストラ」が有していない場合、「レジストラ」は、上記1(a)～1(f)項に規定された確認および認証の手続きを行う必要はないものとします。

54. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の4項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

4. 「レジストラ」がスポンサーとなる登録名について、上記の1(a)～1(f)項に記載の連絡先情報が不正確であることを示す情報（ICANNのWhois情報の確認に関する方針またはその他の遵守に関連して、「レジストラ」が電子メールの不着通知または不到達通知メッセージを受領した場合など）を「レジストラ」が有している場合（「レジストラ」において、かかる登録名につき、この仕様に規定された確認および認証要件の履行が過去に必要となったことがあったかどうかを問いません）、「レジストラ」は、1(f)項に記載の電子メールアドレスについて、場合に依り認証または再認証（たとえば、Whois情報の確認に関する方針に基づく通知に対

する確認応答を要求する方法によるなど)を行わなければなりません。かかる情報の受領後15暦日以内に、認証要求を送った登録名保有者からの確認応答を「レジストラ」が受領できなかったときは、「レジストラ」は、該当の連絡先情報を「レジストラ」が受領するまで、該当の連絡先情報を手動で確認するか、または登録を凍結するものとします。かかる情報の受領後15暦日以内に、該当する登録名の代金を支払った顧客であって認証要求を送った者からの確認応答を「レジストラ」が受領できなかった場合、「レジストラ」は、該当の連絡先情報を手動で確認するものとします。ただし、この場合は登録を凍結する必要はありません。

55. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の5項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

5. 登録名保有者が不正確であるかもしくは信頼できない連絡先情報(レジストラ認定契約のサブセクション3.7.7.1で説明)を故意に提供した場合、「レジストラ」に提供した情報を故意に速やかに更新しない場合、または登録名保有者の登録に関連した担当者の詳細の正確さに関する「レジストラ」の問い合わせに15暦日経過後も応答しない場合、「レジストラ」は、登録名保有者から提供された情報について「レジストラ」が確認を完了するまで、登録名保有者の登録名を停止もしくは凍結するか、またはかかる登録を「clientHold」および「clientTransferProhibited」のステータスにするものとします。

56. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の6項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

6. この仕様の条件は、最初に本契約の書式を締結したレジストラにおける当該締結日の最初の応当日周辺において、ICANNにより、レジストラステークホルダーグループと協議のうえで見直されるものとします。

57. 「登録データディレクトリサービス(WHOIS)に関する仕様」は、「登録データディレクトリサービス(RDDS)に関する仕様」に改称されます。

58. 「登録データディレクトリサービス(RDDS)に関する仕様」の1項は、これにより全体が削除され、以下のように変更されます。

1. 登録データディレクトリサービス。

1.1. 定義。

1.1.1. 「登録データアクセスプロトコル(RDAP)」は、ドメイン名レジストリおよび地域インターネットレジストリ

から登録メタデータを取得するための「RESTful」Web サービスを提供するインターネットプロトコルです。

1.1.2. 「**RDAPディレクトリサービス (RDAP-RDDS)**」は、RFC 7481、RFC 7482、RFC 8521、RFC 9082、RFC 9083、およびその後継の標準に記載されたRDAPを使用する登録データディレクトリサービスを意味します。

1.1.3. 「**WHOIS-RDDS**」と「**Whoisデータディレクトリサービス**」は、STD 95 (<https://www.rfc-editor.org/refs/ref-std95.txt>) およびその後継の標準に記載されたRDAPを使用する登録データディレクトリサービスを意味します。

1.1.4. 「**登録データディレクトリサービス (RDDS)**」は、WHOISデータディレクトリサービスとRDAPディレクトリサービスの総称です。

1.1.5. 「**RDAPランプアップ期間**」は、2024年2月3日に終了する期間を意味します。

1.1.6. 「**WHOISサービス停止日**」は、RDAPランプアップ期間が終了してから360日後の日付を意味します。ただし、ICANNとレジストリステークホルダーグループは、WHOISサービス停止日を延期することに相互に合意することができます。ICANNの最高経営責任者（以下、「CEO」）またはレジストラステークホルダーグループの議長（以下「議長」）のいずれかが、WHOISサービス停止日の延長についての協議を希望する場合、該当のCEOまたは議長は、他方の者に対し、延期提案について合理的かつ詳細に説明するものとする。

1.2 RDAPディレクトリサービス

1.2.1. レジストラは、<https://icann.org/gtld-rdap-profile>に掲載されているRDAP技術の実装ガイドおよびRDAP応答プロファイルの最新版を導入するものとします。レジストラは、ICANNからの通知後180暦日以内に、RDAP技術の実装ガイドおよびRDAP応答プロファイルの新バージョンを実装するものとします。

1.2.2 レジストラは、ルックアップクエリのサポートを以下に対して提供するものとします。

1.2.2.1. RFC 9082の「ドメインパスセグメント仕様」の項に記載されているドメイン情報、および

1.2.2.2. RFC 9082の「ヘルプパスセグメント仕様」の項に記載されているヘルプ情報。

1.2.3. ICANNは、登録データに関して適用されるIETFプロセスを通じて「インターネット標準」(Informational (参考)標準やExperimental (実験用)標準とは異なる)として承認された代替フォーマットおよびプロトコルを指定する権利を有します。このような指定があった場合、ICANNは、以下を実施します。(a) gTLDレジストリおよびICANN認定レジストラと協働して、該当する規格を実装するために必要な全ての運用要件を定義します。(b) 該当する場合、全ての報告要件(存在する場合)、および同様のサービスに対する妥当なサービスレベル要件を定義するために交渉を開始します。

1.3 WHOISデータディレクトリサービス

1.3.1 WHOISサービス停止日までは、レジストラはレジストラ認定契約のサブセクション3.3.9に従ってWHOISサービスを運営するものとします。

1.3.2 応答のフォーマットは、以下に概略する半自由式テキストフォーマットに沿ったものであり、その後ろには、空白行と、「レジストラ」の権利およびデータベースへのクエリを実行するユーザの権利を明示した法的免責事項とが続くものとします。

1.3.3. 各データオブジェクトは、キー / 数値のペアのセットで表現されるものであり、行の最初がキーで始まり、その後ろに区切りのためのコロンとスペースが置かれ、その後ろに値が続きます。

1.3.4. 複数の値が存在するフィールドについては、同じキーをもつ複数番号のキー / 値のペアとすることができます(たとえば、複数のネームサーバーを列記する場合など)。空白行の後の最初のキー / 値のペアは、新たな記録の先頭であるとみなされるとともに、かかる記録を同定するものとみなされ、データを合わせてグループ化(ホスト名とIPアドレス、またはドメイン名とレジストラント情報)するのに用いられます。

1.3.5. 2019年5月にICANN理事会により採択されたgTLDの暫定登録データポリシー、およびその他の適用されるコンセンサスおよびテンポラリーポリシーに従い、以下のサブセクション1.4に規定されるフィールドは最低限の出力要求事項を規定しています。

1.4. ドメイン名データ：

1.4.1.1. クエリフォーマット：whois -h whois.example-registrar.tld EXAMPLE.TLD

1.4.1.2. 応答のフォーマット：

以下に概略するテキストフォーマットの末尾には、追加のデータ要素を加えることができます。データ要素の後ろには、「レジストラ」の選択により、空白行と、「レジストラ」の権利およびデータベースへのクエリを実行するユーザーの権利を明示した法的免責事項とを追加することができます（ただし、上述の法的免責事項の前には、いずれも上述の空白行を設ける必要があります）。

```
ドメイン名：EXAMPLE.TLD
レジストリドメインID：D1234567-TLD
レジストラのWHOISサーバー：whois.example-registrar.tld
レジストラのURL：http://www.example-registrar.tld
更新日：2009-05-29T20:13:00Z
作成日：2000-10-08T00:45:00Z
レジストラの登録満了日：2010-10-08T00:44:59Z
レジストラ：EXAMPLE REGISTRAR LLC
レジストラのIANA ID：5555555
レジストラの悪用対応担当者の電子メール：email@registrar.tld
レジストラの悪用対応担当者の電話番号：+1.1235551234
再販業者：EXAMPLE RESELLER1
ドメインステータス：clientDeleteProhibited2 https://icann.org/epp#clientDeleteProhibited
ドメインステータス：clientRenewProhibited https://icann.org/epp#clientRenewProhibited
ドメインステータス：clientTransferProhibited
https://icann.org/epp#clientTransferProhibited
レジストリのレジストラントID：5372808-ERL3
レジストラント名：EXAMPLE REGISTRANT4
レジストラントの組織名：EXAMPLE ORGANIZATION
レジストラントの番地：123 EXAMPLE STREET
レジストラントの都市名：ANYTOWN
```

¹ データ要素は、削除することができます。ただし、使用されているデータ要素については、この場所に表示する必要があります。

² 注記：該当するすべてのステータスが、Whois出力に表示されている必要があります。

³ レジストリにおいて該当がない場合は、空欄になります。

⁴ 「氏名」または「組織名」が必要なレジストラント、管理担当者および技術担当者の連絡先フィールドについては、その氏名もしくは組織名（または該当する場合にはその両方）が出力に含まれている必要があります。

レジストラントの州名：AP⁵
レジストラントの郵便番号：A1A1A1⁶
レジストラントの国名：AA
レジストラントの電話：+1.5555551212
レジストラントの内線電話：1234⁷
レジストラントのファックス：+1.5555551213
レジストラントの内線ファックス：4321
レジストラントの電子メール：EMAIL@EXAMPLE.TLD
レジストリの管理担当者 ID：5372809-ERL⁸
管理担当者の氏名：EXAMPLE REGISTRANT ADMINISTRATIVE
管理担当者の組織名：EXAMPLE REGISTRANT ORGANIZATION
管理担当者の番地：123 EXAMPLE STREET
管理担当者の都市名：ANYTOWN
管理担当者の州名：AP
管理担当者の郵便番号：A1A1A1
管理担当者の国名：AA
管理担当者の電話：+1.5555551212
管理担当者の内線電話：1234
管理担当者のファックス：+1.5555551213
管理担当者の内線ファックス：1234
管理担当者の電子メール：EMAIL@EXAMPLE.TLD
レジストリの技術担当者ID：5372811-ERL⁹
技術担当者の氏名：EXAMPLE REGISTRANT TECHNICAL
技術担当者の組織名：EXAMPLE REGISTRANT LLC
技術担当者の番地：123 EXAMPLE STREET
技術担当者の都市名：ANYTOWN
技術担当者の州名：AP
技術担当者の郵便番号：A1A1A1
技術担当者の国名：AA
技術担当者の電話：+1.1235551234
技術担当者の内線電話：1234
技術担当者のファックス：+1.5555551213
技術担当者の内線ファックス：93
技術担当者の電子メール：EMAIL@EXAMPLE.TLD
ネームサーバー：NS01.EXAMPLE-REGISTRAR.TLD¹⁰
ネームサーバー：NS02.EXAMPLE-REGISTRAR.TLD
DNSSEC：signedDelegation
DNSSEC：unsigned
ICANNのURL
WHOISの誤りに関する苦情申し立てフォーム <https://www.icann.org/wicf/>
>>> WHOISデータベースの最終更新：2009-05-29T20:15:00Z <<<

1.4.2. 次のデータフィールドのフォーマット：この情報（または WHOIS 応答における返却値）の表示の統一的な処理および把握を可能にするため、ドメインステータス、個人名および組織名、住所、番地、都市名、州名、郵便番号、国名、電話およびファックスの番号（上述のように、内線は別個のフィールドとして提供されます）、電子メールアドレス、日付および時間）が EPP RFC 5730-

⁵ 該当がない場合には、すべての「州名」フィールドが空欄になります。

⁶ 該当がない場合には、すべての「郵便番号」フィールドが空欄になります。

⁷ 該当がない場合には、すべての「内線電話」、「ファックス」および「内線ファックス」フィールドが空欄になります。

⁸ レジストリにおいて該当がない場合は、空欄になります。

⁹ レジストリにおいて該当がない場合は、空欄になります。

¹⁰ 関連するすべてのネームサーバーを列記する必要があります。

5734に定められたマッピングに合致している必要があります。

1.5. WHOIS サービス停止日以降の WHOIS データディレクトリサービス。
レジストラが WHOIS サービス停止日以降も WHOIS データディレクトリサービスの提供を継続する場合、レジストラは以下を遵守するものとします。

1.5.1. レジストラがポート43から利用可能なWHOISデータディレクトリサービスを引き続き提供する場合、レジストラはRFC3912に従って提供するものとします。

1.5.2. 登録データに含まれる個人情報、ICANNのコンセンサスポリシーとテンポラリーポリシーに従って再編集する必要があります。

1.5.3. レジストラは、データフィールドを追加することを選択した場合、一貫性あるラベル付けと表示ポリシーの追加フィールドに関連する要件を遵守しなければなりません。

1.5.4. レジストラは、RDAPディレクトリサービスで利用可能な登録データよりも少ない登録データをWHOISデータディレクトリサービスに提供する場合、WHOISデータディレクトリサービスの出力フッターに以下の注意事項を追加する必要があります。「このサービスで利用できる登録データは制限されています。追加のデータは、<https://lookup.icann.org>で入手できる場合があります。」

1.5.5. WHOISサービス終了日以降、WHOISデータディレクトリサービスの要件と、WHOISサービス停止日以降に有効なコンセンサスポリシーやテンポラリーポリシーの要件で矛盾が発生する場合、矛盾する箇所についてのみコンセンサスポリシーまたはテンポラリーポリシーが優先されるものとします。

1.5.6. 2019年5月にICANN理事会によって採択された「gTLD登録データの承認された一時的仕様に関する迅速なポリシー策定プロセス」のフェーズ1であるGNSOコンセンサスポリシー勧告に従ってコンセンサスポリシーおよび手続きの更新が実施され有効になるまでは、WHOISサービス停止日の時点で、当該ポリシーにおける以下の用語は次のように解釈されます。

1.5.6.1. 「WHOIS」、「Whois」、「Whoisサービス」、「一般にアクセス可能なWHOIS」およびこれらの一部が変化した用語は、本仕様で定義されるRDDSを指すものと解釈されます。

1.5.6.2. 「Whoisデータ」、「WHOIS情報」、「Whoisの連絡先情報」、「Whoisクエリデータ」、「Whois出力」、「Whois入力」およびこれらの一部が変化した用語は、本仕様で参照されている登録データを指すものと解釈されます。

1.6. 移行に関する調査への協力。ICANNがWHOISデータディレクトリサービスからRDAPデータディレクトリサービスへの移行に関する調査を開始または委託する場合、レジストラは、ICANNまたはかかる調査を実施するように指名された団体に、WHOISデータディレクトリサービスからRDAPデータディレクトリサービスへの移行に関する経験について、定量的および定性的なデータの両方を提供するなど、これらの調査に合理的に協力するものとします。要求されるデータが、レジストラが通常の業務の過程で収集する範囲を超えており、レジストラが本契約に従って収集してICANNに提供することを求められるデータの範囲を超えている場合、レジストラは要求された情報を提供するために自発的に協力するか、レジストラが要求された情報を提供できない理由についてICANNに説明する必要があります。本項の条件は、レジストラが本契約の他の条項に従ってICANNに提供しなければならないデータの範囲を超えてICANNに提供することを要求するものではありません。この仕様に従って適切に部外秘として印がつけられ、ICANNやその被指名人に提供される任意のデータは、レジストラの機密情報として取り扱われるものとします。但し、ICANNまたはその代理人がそのようなデータを集積し、匿名にする場合、ICANNやその代理人はかかるデータを任意の第三者へ開示できます。レジストラがデータを提供した移行調査が完了した後に、ICANNは、レジストラによって提供された集計されておらず、匿名化されていないすべてのデータを破棄します。

59. 「RDDS正確性プログラムに関する仕様」の2.1項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

2.1 定義

- 2.1.1. **IP アドレス**。IPv4 アドレスまたは IPv6 アドレスを指すもので、これら 2 つを何ら区別しない場合に用います。区別が必要な場合は、IPv4 または IPv6 という用語を用います。
- 2.1.2. **プローブ**。テスト（下記を参照してください）の実施に用いられる、世界中の様々な場所に所在するネットワークホスト。
- 2.1.3. **RTT**。ラウンドトリップタイム (RTT) は、リクエストを必要とするパケットのシーケンスにおける最初のパケットの最初のビットの送信から、応答の受領を必要とするシーケンスの最後のパケットの最後のビットの受信までを計測した時間

を指します。クライアントが応答受信済みとみなす必要のあるパケットのシーケンスの全部を受信できなかった場合、かかるリクエストは未回答とみなされます。

2.1.4. **SLR**。サービスレベル要件は、サービスレベル契約 (SLA) において測定される一定のパラメータについて求められるサービスの水準です。

60. 「登録データディレクトリサービス (RDDS) に関する仕様」の2.2項は、これにより全体が削除され、以下のように変更されます。

2.2. サービスレベル合意の表

2.2.1. レジストラは、RDAP-RDDS*サービスに関する以下の各 SLR を満たす必要があります。

	パラメータ	SLR (月次)
RDAP-RDDS*	RDAP の可用性	≤ 864 分以下のダウンタイム (≈98%)
	RDAP クエリ RTT	≤ 4000ms 以下、クエリの少なくとも 95%について
	RDAP 更新時間	≤ 60 分以下、プローブの少なくとも 95%について

*RDAP-RDDS の SLR は、RDAP ランプアップ期間が終了するまでは必須ではありません。

2.2.2. 「レジストラ」においては、種々のサービスについて、サービスごとに統計的にトラフィックが低い日時にメンテナンスを実施することが推奨されます。ただし、計画休止または同様のサービス利用不能もしくは遅延期間に関する規定はないことに留意してください。いずれのダウンタイムも、保守のためのものであれシステム障害によるものであれ、単にダウンタイムとして記録され、SLA 測定の目的で算入されます。

2.2.3. WHOIS サービス停止日まで、レジストラは、WHOIS データディレクトリサービスに関する以下の各 SLR を満たす必要があります。

	パラメータ	SLR (月次)
WHOIS-RDDS	WHOIS-RDDSの可用性	≤864分以下のダウンタイム (≈98%)
	WHOIS-RDDSクエリRTT	≤4000 ms以下、クエリの少なくとも95%について
	WHOIS-RDDS更新時間	≤60分以下、プローブの少なくとも95%について

2.2.4. RDDS

2.2.4.1. RDAP-RDDS

2.2.4.1.1. RDAP の可用性。 インターネットユーザからのクエリに対して該当のレジストリシステムにおける適切なデータをもって応答する、レジストラに対する RDAP-RDDS サービスの能力を指します。51%以上の RDAP テストプローブにおいて、RDAP-RDDS サービスが所定の時間内に利用不能であった場合に、RDAP-RDDS サービスは利用不能とみなされます。

2.2.4.1.2. RDDS クエリ RTT。 RDAP-RDD テストプローブの TCP 接続の開始から終了（単一の HTTP リクエストに対する HTTP 応答の受信を含みます）までのパケットのシーケンスの RTT を指します。RTT が該当の SLR/性能仕様の 5 倍以上である場合、RTT は、未定義とみなされます。

2.2.4.1.3. RDAP 更新時間。 ドメイン名、ホストまたは連絡先における変換コマンドの EPP 確認の受信から、RDAP-RDDS テストプローブが変更を検出した時点までを計測した時間を指します。

2.2.4.1.4. RDAP テスト。 RDAP-RDDS サービスのサーバー1つの特定の「IP アドレス」へ送信された1件のクエリを意味します。クエリは、レジストラシステムにおける既存のオブジェクトに関するものである必要があります、回答は、これに対応する情報を含んでいなければなりません。そうでない場合、クエリは未回答と見なされます。RTT が該当の SLR よりも 5 倍高いクエリは、未回答とみなされます。RDAP によってもたらされる可能性がある結果は、RDAP クエリ RTT に対応するミリ秒の数値または未回答です。

2.2.4.1.5. RDAP パラメータの測定。5 分ごとに、RDAP-RDDS プローブが、監視対象のレジストラの RDAP-RDDS サービスのサーバーにおけるすべてのパブリック DNS に登録済みの「IP アドレス」から 1 つの IP アドレスを選択し、「RDAP テスト」を実施します。「RDAP テスト」の結果が未回答であった場合、該当の RDAP-RDDS サービスは、新たなテストが実施されるまでの間、かかるプローブから利用不能とみなされます。

2.2.4.1.6. RDAP-RDDS プローブからの結果の収集。測定が有効と見なされるための検証可能な RDAP-RDDS テストプローブの最低数は、いずれの測定期間においても 10 とします。そうでない場合には、測定は破棄されて不確定と見なされます。この状況の継続中は、障害について SLR に対するフラグが立てられることはありません。

2.2.4.1.7. RDAP-RDDS プローブの配置。ICANN は、RDAP パラメータを測定するためのプローブを、ICANN の各地域のキャリアグレードの接続環境があるデータセンターに配備するために、商業的に合理的な努力を払うものとしします。

2.2.4.2. WHOIS-RDDS。WHOIS サービス停止日までレジストラは、サブセクション 4.2 の規定を遵守するものとしします。

2.2.4.2.1. WHOIS-RDDS の可用性。インターネットユーザーからのクエリに対して該当レジストラシステムにおける適切なデータをもって回答することについての、「レジストラ」におけるすべての WHOIS-RDDS サービスの能力のことを指します。51%以上の WHOIS-RDDS テストプローブにおいて、何らかの WHOIS-RDDS サービスが所定の時間内に利用不能であった場合に、WHOIS-RDDS は利用不能とみなされます。

2.2.4.2.2. WHOIS クエリ RTT。TCP 接続の開始から終了 (WHOIS 応答の受信を含みます) までのパケットのシーケンスの RTT を指します。RTT が該当の

SLR の 5 倍以上である場合、**RTT** は、未定義とみなされます。

2.2.4.2.3. Web ベースの WHOIS クエリ RTT。 TCP 接続の開始から終了（単一の HTTP リクエストに対する HTTP 応答の受信を含みます）までのパケットのシーケンスの **RTT** のことを指します。かかる情報を得るために「レジストラ」が多段階の手順を実行する場合は、最後の段階のみを測定するものとします。**RTT** が該当の SLR の 5 倍以上である場合、**RTT** は、未定義とみなされます。

2.2.4.2.4. WHOIS-RDDS クエリ RTT。 「**WHOIS クエリ RTT**」および「**Web ベースの WHOIS クエリ RTT**」の総称です。

2.2.4.2.5. WHOIS-RDDS 更新時間。 ドメイン名、ホストまたはコンタクトにおける変換コマンドの EPP 確認の受信から、WHOIS-RDDS サービスのサーバーが変更を反映した時点までを計測した時間を指します。

2.2.4.2.6. WHOIS-RDDS テスト。 WHOIS-RDDS サービスの 1 つのサーバー1 つの特定の「**IP アドレス**」へ送信された 1 件のクエリを意味します。クエリは、レジストラシステムにおける既存のオブジェクトに関するものである必要があり、回答は、これに対応する情報を含んでいなければなりません。そうでない場合、クエリは未回答と見なされます。**RTT** が該当の SLR よりも 5 倍高いクエリは、未回答とみなされます。WHOIS-RDDS テストによってもたらされる可能性がある結果は、**RTT** に対応するミリ秒の数値または未回答です。

2.2.4.2.7. WHOIS-RDDS パラメータの測定。 5 分ごとに、WHOIS-RDDS プロブが、監視対象の TLD の各 WHOIS-RDDS サービスのサーバーのすべてのパブリック DNS に登録済みの「**IP アドレス**」から 1 つの IP アドレスを選択し、それぞれに「**WHOIS-RDDS テスト**」を実施します。「**WHOIS-RDDS テスト**」の結果が未回答であった場合、該当の WHOIS-RDDS サービスは、新たなテストが実施されるまで

の間、かかるプローブから利用不能とみなされま
す。

2.2.4.2.8. WHOIS-RDDS プローブからの結果の収集。
測定が有効と見なされるためのアクティブなテストプ
ローブの最低数は、いずれの測定期間においても 10
とします。そうでない場合には、測定は破棄されて不
確定と見なされます。この状況の継続中は、障害につ
いて SLR に対するフラグが立てられることはありません。

2.2.4.2.9. WHOIS-RDDSプローブの配置。 ICANNは、
WHOIS-RDDSパラメータを測定するためのプローブ
を、ICANNの各地域のキャリアグレードの接続環境が
あるデータセンターに配備するために、商業的に合理
的な努力を払うものとしします。

61. プライバシーとプロキシ登録に関する仕様の概要の段落は、これによって、
次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

ICANNがレジストラ認定契約の3.14項で言及するプライバシーおよびプロキ
シ認定プログラムを実施する日まで、「レジストラ」は、この仕様を自ら遵
守すること、ならびに自身の関連会社および再販業者に対しこの仕様の遵守
を義務付けることに同意するものとしします。この仕様は、ICANNまたは
「レジストラ」のいずれによっても修正できないものとしします。

62. プライバシーとプロキシ登録に関する仕様の1.2項はこれによって、次の通り
に全体として改正され、再度明示されます。

1.2 「プライバシーサービス」とは、ある登録名について、その受益的
ユーザーを登録名保有者として登録するサービスです。ただし、かかる
サービスにおいては、登録データディレクトリサービス (RDDS) または
これと同等のサービスにて登録名保有者の連絡先情報を掲示するために、
信頼できる代替の連絡先情報がP/Pプロバイダによって提供されます。

63. プライバシーとプロキシ登録に関する仕様の1.3項はこれによって、次の通り
に全体として改正され、再度明示されます。

1.3 「プロキシサービス」とは、P/Pカスタマーにドメイン名を使用させ
るため、登録名保有者が登録名の使用をP/Pカスタマーに許諾するための
サービスです。このサービスにより、登録データディレクトリサービス
(RDDS) またはこれと同等のサービスにて、P/Pカスタマーの連絡先情

報に代えて、登録名保有者の連絡先情報が掲示されます。

64. プライバシーとプロキシ登録に関する仕様の2項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

2. 「レジストラ」の義務。「レジストラ」もしくはその関連会社が提供するプロキシサービスもしくはプライバシーサービス（再販業者を通じて提供される「レジストラ」またはその関連会社のプライバシー/プロキシサービスを含みます）、または「レジストラ」がスポンサーとなる登録名に関連して利用されるプロキシサービスもしくはプライバシーサービスについて、「レジストラ」およびその関連会社は、すべてのP/Pプロバイダに対し、この仕様に記載された要件に従うこと、ならびにこの仕様に基づいて公表された条件および手続きを遵守することを義務付けなければなりません。

65. プライバシーとプロキシ登録に関する仕様の2.4.5項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

2.4.5 P/Pプロバイダが、登録データディレクトリサービス（RDDS）またはこれに類するサービスにおいて、P/Pカスタマーの属性情報および/または連絡先データを開示または公開することとなる事由。

66. データ保持仕様の1.1.6項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.1.6. 無料で一般公開されているRDDSの応答でデータが編集されているかどうかに関わらず、任意のRDDSサービスのデータ要素。

67. データ保持仕様の1.2.1項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1.2.1. 登録取引の処理においてレジストラにとって合理的に必要となる支払方法および支払元に関する情報、または第三者決済処理業者により提供された取引番号。

68. データ保持仕様の1-26項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1. 「レジストラ」の正式名。

2. 「レジストラ」の法的形態（LLC、営利会社、政府機関、政府間組織など）。

3. 法律上および財務上の目的において「レジストラ」の事業が登録されている法域。
4. 「レジストラ」の事業登録番号、およびかかる番号の発行機関名。
5. 「レジストラ」が使用しているすべての事業名および / または商号。
6. 「レジストラ」が適法に設立され、かつ優良な資産状態の法人であることを証する最新の文書を提出してください。設立の証明として、当該法人の設立文書またはその他これに類する文書（メンバーシップ協定など）を提出してください。「レジストラ」が政府の機関または組織である場合は、かかる政府の機関または組織の設立の基礎となった該当の法令、政府決定またはその他の法律文書の謄本を提出してください。政府の機関または組織以外の組織の場合で、「レジストラ」の法域においてかかる証明書または文書が入手できないときは、「レジストラ」の法域の裁判所によって正式に認定された公証人または弁護士が作成し署名した宣誓供述書であって、かかる組織が設立済みで優良な資産状態にあることを宣言するものを提出する必要があります。
7. 「レジストラ」における通信用住所。*この住所は、契約上の目的で使用されます。「レジストラ」は、この住所において、通知および訴状の送達を受けることが可能である必要があります。私書箱を指定することはできません。
8. 契約上の目的で「レジストラ」と連絡を取ることのできる主要な電話番号。
9. 契約上の目的で「レジストラ」と連絡を取ることのできる主要なファックス番号。
10. 契約上の目的で「レジストラ」と連絡を取ることのできる主要な電子メールアドレス。
11. 「レジストラ」の主たる事業所の所在地または住所が項目 7 に記載された住所と異なる場合には、住所、電話番号、ファックス番号および電子メールなどの詳細を記載してください。「レジストラ」が主たる事業所において事業を行うことを法的に許されている旨を証明する最新の文書を、ICANN に提出してください。
12. 上記の主たる事業所または通信用住所と異なるその他の住所であって、「レジストラ」が運営または管理されているすべてのもの。（該当する場合は、説明を記載してください。）「レジストラ」が上記各所

在地において事業を行うことを法的に許されている旨を証明する最新の文書を、ICANN に提出してください。

13. 主要担当者名：

タイトル
住所
電話番号
ファックス番号
電子メールアドレス

14. ポート 43 WHOIS サーバーの URL およびロケーション。WHOIS サービス停止日以降は、レジストラが Whois データディレクトリサービスを引き続き提供する場合のみ、ポート 43 の WHOIS サーバーの場所を提供する必要があります。

15. ICANN がポート 43 の WHOIS および RDAP の監視に使用する、任意の gTLD において「レジストラ」がスポンサーとなる登録名。本契約の 3.17 項の要件にかかわらず、レジストラは、このデータに変更があった場合、直ちに ICANN に通知するものとします。ポート 43 の WHOIS および RDAP において、この登録名の登録データが応答しなかった場合、RDAP および WHOIS-RDDS のテストは不合格とみなされます。

所有関係、取締役および役員に関する情報

16. 「レジストラ」の現在の事業体に対する持分の 5%以上を保有する個人または団体の氏名 / 正式名、連絡先情報および役職 / 地位。列記された各人について、それぞれの持分割合を明記してください。

17. 「レジストラ」の取締役全員の氏名、連絡先情報および役職。

18. 「レジストラ」の役員全員の氏名、連絡先情報および役職。*（役員の氏名および役職は公開されている必要があります。）

19. レジストラサービスにおける上層部経営陣およびその他の重要人物全員の氏名、連絡先情報および役職。

20. 質問項目 16～19 に対する回答に記載されたすべての個人または団体について、以下の該当の有無を示してください。

a) 過去 10 年以内に、金融活動に関連して重罪もしくは軽罪の有罪判決を受け、詐欺もしくは受託者の義務違反の判決を受け、またはこれらの犯罪と類似もしくは関係する判決を受けた場合。

b) 不誠実行為または他者の資金の不正使用を伴う行為について、政府または産業関連の監督官庁によって懲戒を受けた場合。

c) 上記項目 20 (a) または 20 (b) の有罪判決、判決、裁決または懲罰につながる可能性のある訴訟または監督官庁の手続きに現在関与している場合。

d) ICANN による不適格認定を受けている場合。

(a) ~ (d) の事由が生じている場合には、その詳細を記載してください。

21. すべての加盟レジストラ（存在する場合）を列記し、その関係性を簡潔に説明してください。

22. 項目 21 に列記された一切の団体については、上記項目 1~14 で要求されている情報を提供してください。

23. 「レジストラ」の最終的な親組織の組織を列記してください（該当する場合）。*

その他

24. 「レジストラ」またはその関連会社のいずれかによる、プライバシーサービスまたはプロキシサービス（プライバシーおよびプロキシ登録に関する仕様に定義されたもの）の提供の有無。提供の事実がある場合、かかるプライバシーサービスまたはプロキシサービスを提供している団体または個人を列記してください。

25. 項目 24 に列記された一切の団体については、上記項目 1~14 で要求されている情報を提供してください。

26. 「レジストラ」における、再販業者のサービス利用の有無、またはかかるサービスからの受益の有無。

27. かかる事実がある場合、「レジストラ」が認識しているすべての再販業者を列記してください。項目 27 に定められた情報については、要請があり次第、ICANN へ提供する必要があります。かかる情報の受領および保持に関する安全な方法を ICANN が確立した時点で、かかる情報は、その後においては、本契約の 3.17 項に従い ICANN へ提供されるものとします。

* 「*」マークが付された項目は、「レジストラ」のWebサイト上で公開する必要があります。

69. レジストラの運用に関する追加仕様の1項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

1. DNSSEC

「レジストラ」は、要請があった場合には、DNSSECをサポートするレジストリに対する公開鍵情報（DNSKEYまたはDSリソースレコードなど）の追加、削除または変更の要求を自身の顧客のために中継することにより、自身の顧客にDNSSECを利用させるものとします。かかる要請の受領および処理は、業界のベストプラクティスに従い安全な方法で行われるものとします。「レジストラ」は、インターネットTLDにおいてサポートされており、かつ次のURLに掲載のレジストリに表示されている公開鍵のアルゴリズムおよびダイジェストタイプを受け入れるものとします。

<https://www.iana.org/assignments/dns-sec-alg-numbers/dns-sec-alg-numbers.xml> かつ <https://www.iana.org/assignments/ds-rr-types/ds-rr-types.xml>、かかるすべての要請は、RFC5910またはその後継に定められたEPP拡張子を使用してレジストリに送信されるものとします。

レジストラは、RDAPディレクトリサービスでドメイン名のDNSSEC署名のステータスを表示する必要があります。レジストラは、RDAPディレクトリサービスでレジストラデータベースに保存されているDNSSECパラメータを表示する必要があります。

70. レジストラの運用に関する追加仕様の3項はこれによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3. IDN

「レジストラ」が国際化ドメイン名（以下、「IDN」）の登録を提供する場合、新規の登録は、すべてRFC 5890、5891、5892、5893およびこれらの後継に合致している必要があります。IDNは随時改定、修正、あるいは取って代わられるので、レジストラは、

<https://www.icann.org/en/topics/idn/implementation-guidelines.htm>でのICANN IDNガイドラインを遵守するものとします。「レジストラ」は、該当のレジストリが公開するIDNテーブルを使用しなければなりません。

71. 「レジストラントの利益および責任」は、ここに「レジストラントの利益および責任に関する仕様」と改称されます。

72. 「レジストラントの利益および責任に関する仕様」の「ドメイン名レジストラントの権利」の3項は、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

3. 「レジストラ」または「レジストラ」により提供されるプロキシもしくはプライバシーサービスを通じた、虚偽広告または欺瞞的行為の対象となることはありません。これには、虚偽の通知、隠れた追加料金、および自身の居住地の消費者保護法の下で違法とされる一切の行為が含まれます。

73. 「レジストラントの利益および責任に関する仕様」の「ドメイン名レジストラントの責任」の4項は、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

4. RDAP サービスなどのディレクトリでの公開のための正確な情報を提供するとともに、かかる情報に何らかの変更があった場合には速やかにこれを更新しなければなりません。

74. コンプライアンスに関する証明書の概要の段落は、これによって、次の通りに全体として改正され、再度明示されます。

カリフォルニア州非営利公益法人であるInternet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下、「ICANN」）と [組織の種類と管轄地域] である [レジストラ名]（以下、「レジストラ」）との間における20__年 _____日付けのレジストラ認定契約（以下、「本契約」）の3.15項に従い、下記署名者は、自身の個人としての資格ではなく「レジストラ」の役員としての資格において、「レジストラ」を代表して以下を証します。

Schedule A

Applicable Registrar Agreements – Identified by IANA Number

2	128	437	637	707	840
9	130	440	638	708	841
13	131	444	642	709	845
14	134	447	645	719	846
15	140	448	646	731	847
30	141	450	647	734	848
48	143	452	648	735	850
49	144	453	650	743	851
52	146	455	652	748	853
57	151	456	653	750	854
64	168	460	654	751	855
65	186	463	655	752	856
66	226	465	656	753	858
68	228	466	658	754	859
69	244	468	659	755	861
73	249	469	661	762	862
74	269	470	662	763	863
76	270	471	663	771	864
78	277	472	664	776	866
79	291	474	666	777	867
81	292	600	667	780	868
82	299	601	670	781	869
83	303	603	671	782	870
84	320	604	672	785	871
85	353	605	675	792	872
86	360	606	682	809	873
87	379	607	695	816	874
88	380	609	696	817	875
91	381	612	697	818	876
93	401	615	698	819	877
99	411	617	699	820	878
100	412	619	700	826	879
106	413	620	701	828	880
111	418	625	702	829	881
112	420	626	703	831	882
113	430	634	704	835	883
120	431	635	705	836	884
123	433	636	706	839	885

886	959	1035	1082	1143	1187
887	961	1036	1083	1144	1188
889	965	1037	1084	1145	1189
894	967	1038	1085	1147	1190
895	968	1040	1086	1148	1191
896	970	1042	1091	1149	1192
898	971	1043	1093	1150	1193
899	973	1044	1096	1151	1194
900	974	1045	1098	1152	1195
902	975	1046	1099	1153	1196
903	976	1047	1100	1154	1197
910	980	1048	1101	1157	1198
912	981	1049	1102	1158	1199
913	985	1050	1104	1159	1200
914	986	1051	1105	1160	1201
915	987	1052	1106	1161	1202
917	996	1053	1107	1162	1203
918	997	1054	1108	1163	1204
919	1001	1055	1109	1164	1205
920	1003	1056	1110	1165	1206
921	1005	1057	1111	1166	1207
922	1008	1058	1112	1167	1208
923	1009	1059	1113	1168	1209
926	1010	1060	1114	1169	1210
931	1011	1061	1115	1170	1211
932	1012	1062	1117	1171	1212
933	1013	1063	1118	1172	1213
934	1014	1064	1119	1173	1214
935	1019	1065	1120	1175	1215
937	1022	1066	1121	1176	1216
938	1023	1067	1122	1177	1217
939	1024	1068	1123	1178	1218
940	1025	1069	1124	1179	1219
944	1026	1070	1125	1180	1220
945	1027	1071	1126	1181	1221
946	1028	1072	1127	1182	1222
947	1029	1075	1128	1183	1223
948	1031	1076	1129	1184	1224
955	1033	1077	1130	1185	1225
957	1034	1078	1132	1186	1226

1227	1282	1332	1392	1480	1557
1228	1283	1333	1396	1481	1559
1229	1284	1336	1403	1483	1560
1230	1285	1337	1407	1485	1563
1231	1286	1341	1408	1489	1564
1232	1287	1342	1409	1491	1566
1233	1288	1343	1411	1492	1567
1234	1289	1344	1417	1493	1568
1235	1290	1345	1418	1494	1569
1239	1291	1346	1420	1495	1570
1241	1292	1347	1424	1499	1571
1249	1293	1348	1426	1500	1572
1250	1294	1349	1432	1501	1573
1251	1295	1350	1434	1502	1574
1252	1296	1351	1435	1503	1575
1253	1297	1352	1436	1505	1576
1254	1298	1353	1441	1506	1577
1255	1299	1354	1443	1509	1578
1256	1300	1355	1444	1515	1579
1257	1301	1356	1446	1518	1580
1262	1302	1357	1448	1519	1582
1263	1303	1358	1449	1525	1583
1264	1304	1359	1452	1526	1586
1265	1305	1360	1454	1527	1587
1266	1306	1362	1456	1529	1588
1267	1307	1364	1460	1531	1591
1268	1308	1366	1462	1533	1593
1269	1309	1367	1463	1534	1594
1270	1310	1372	1464	1535	1595
1271	1311	1373	1465	1536	1596
1272	1312	1375	1466	1537	1597
1273	1313	1376	1467	1538	1599
1274	1314	1378	1469	1539	1600
1275	1316	1379	1470	1540	1601
1276	1318	1381	1472	1541	1603
1277	1326	1383	1474	1542	1605
1278	1327	1387	1475	1547	1606
1279	1328	1388	1476	1553	1607
1280	1330	1390	1478	1555	1608
1281	1331	1391	1479	1556	1609

1610	1666	1720	1769	1809	1849
1611	1668	1721	1770	1810	1850
1612	1669	1722	1771	1811	1851
1613	1670	1723	1772	1812	1852
1614	1671	1724	1773	1813	1853
1615	1672	1725	1774	1814	1854
1616	1673	1726	1775	1815	1855
1617	1675	1727	1776	1816	1856
1618	1677	1728	1777	1817	1860
1619	1678	1729	1778	1818	1861
1620	1679	1730	1779	1819	1862
1621	1680	1731	1780	1820	1863
1625	1681	1732	1781	1821	1864
1630	1682	1733	1782	1822	1865
1632	1683	1734	1783	1823	1866
1633	1684	1737	1784	1824	1867
1636	1685	1738	1785	1825	1868
1637	1686	1739	1786	1826	1870
1638	1687	1740	1787	1827	1871
1639	1688	1741	1788	1828	1872
1640	1689	1744	1789	1829	1873
1641	1690	1745	1790	1830	1875
1642	1691	1749	1791	1831	1894
1643	1692	1750	1792	1832	1895
1644	1693	1751	1793	1833	1896
1645	1694	1752	1794	1834	1897
1647	1695	1755	1795	1835	1898
1649	1696	1756	1796	1836	1899
1651	1697	1757	1797	1837	1900
1652	1700	1758	1798	1838	1901
1653	1701	1759	1799	1839	1902
1654	1705	1760	1800	1840	1903
1655	1708	1761	1801	1841	1904
1656	1710	1762	1802	1842	1905
1659	1712	1763	1803	1843	1907
1660	1715	1764	1804	1844	1908
1661	1716	1765	1805	1845	1909
1663	1717	1766	1806	1846	1910
1664	1718	1767	1807	1847	1912
1665	1719	1768	1808	1848	1913

1914	1955	1995	2035	2075	2115
1915	1956	1996	2036	2076	2116
1916	1957	1997	2037	2077	2117
1917	1958	1998	2038	2078	2118
1919	1959	1999	2039	2079	2119
1920	1960	2000	2040	2080	2120
1921	1961	2001	2041	2081	2121
1922	1962	2002	2042	2082	2122
1923	1963	2003	2043	2083	2123
1924	1964	2004	2044	2084	2124
1925	1965	2005	2045	2085	2125
1926	1966	2006	2046	2086	2126
1927	1967	2007	2047	2087	2127
1928	1968	2008	2048	2088	2128
1929	1969	2009	2049	2089	2129
1930	1970	2010	2050	2090	2130
1931	1971	2011	2051	2091	2131
1932	1972	2012	2052	2092	2132
1933	1973	2013	2053	2093	2133
1934	1974	2014	2054	2094	2134
1935	1975	2015	2055	2095	2135
1936	1976	2016	2056	2096	2136
1937	1977	2017	2057	2097	2137
1938	1978	2018	2058	2098	2138
1939	1979	2019	2059	2099	2139
1940	1980	2020	2060	2100	2140
1941	1981	2021	2061	2101	2141
1942	1982	2022	2062	2102	2142
1943	1983	2023	2063	2103	2143
1944	1984	2024	2064	2104	2144
1945	1985	2025	2065	2105	2145
1946	1986	2026	2066	2106	2146
1947	1987	2027	2067	2107	2147
1948	1988	2028	2068	2108	2148
1949	1989	2029	2069	2109	2149
1950	1990	2030	2070	2110	2150
1951	1991	2031	2071	2111	2151
1952	1992	2032	2072	2112	2152
1953	1993	2033	2073	2113	2153
1954	1994	2034	2074	2114	2154

2155	2195	2235	2275	2476	2537
2156	2196	2236	2276	2482	2538
2157	2197	2237	2277	2483	2539
2158	2198	2238	2278	2484	2540
2159	2199	2239	2279	2485	2541
2160	2200	2240	2281	2486	2542
2161	2201	2241	2282	2487	2543
2162	2202	2242	2283	2504	2544
2163	2203	2243	2284	2505	2545
2164	2204	2244	2285	2506	2546
2165	2205	2245	2286	2507	2547
2166	2206	2246	2287	2508	2548
2167	2207	2247	2288	2509	2549
2168	2208	2248	2329	2510	2550
2169	2209	2249	2330	2511	2551
2170	2210	2250	2331	2512	2552
2171	2211	2251	2332	2513	2553
2172	2212	2252	2333	2514	2554
2173	2213	2253	2334	2515	2555
2174	2214	2254	2335	2516	2556
2175	2215	2255	2336	2517	2557
2176	2216	2256	2337	2518	2558
2177	2217	2257	2338	2519	2559
2178	2218	2258	2339	2520	2560
2179	2219	2259	2340	2521	2561
2180	2220	2260	2341	2522	2562
2181	2221	2261	2342	2523	2563
2182	2222	2262	2343	2524	2564
2183	2223	2263	2344	2525	2565
2184	2224	2264	2345	2526	2566
2185	2225	2265	2346	2527	2567
2186	2226	2266	2347	2528	2568
2187	2227	2267	2348	2529	2569
2188	2228	2268	2349	2530	2570
2189	2229	2269	2350	2531	2571
2190	2230	2270	2351	2532	2572
2191	2231	2271	2352	2533	2573
2192	2232	2272	2353	2534	2574
2193	2233	2273	2374	2535	2575
2194	2234	2274	2475	2536	2576

2577	2617	2657	2697	2737	2777
2578	2618	2658	2698	2738	2778
2579	2619	2659	2699	2739	2779
2580	2620	2660	2700	2740	2780
2581	2621	2661	2701	2741	2781
2582	2622	2662	2702	2742	2782
2583	2623	2663	2703	2743	2783
2584	2624	2664	2704	2744	2784
2585	2625	2665	2705	2745	2785
2586	2626	2666	2706	2746	2786
2587	2627	2667	2707	2747	2787
2588	2628	2668	2708	2748	2788
2589	2629	2669	2709	2749	2789
2590	2630	2670	2710	2750	2790
2591	2631	2671	2711	2751	2791
2592	2632	2672	2712	2752	2792
2593	2633	2673	2713	2753	2793
2594	2634	2674	2714	2754	2794
2595	2635	2675	2715	2755	2795
2596	2636	2676	2716	2756	2796
2597	2637	2677	2717	2757	2797
2598	2638	2678	2718	2758	2798
2599	2639	2679	2719	2759	2799
2600	2640	2680	2720	2760	2800
2601	2641	2681	2721	2761	2801
2602	2642	2682	2722	2762	2802
2603	2643	2683	2723	2763	2803
2604	2644	2684	2724	2764	2804
2605	2645	2685	2725	2765	2805
2606	2646	2686	2726	2766	2806
2607	2647	2687	2727	2767	2807
2608	2648	2688	2728	2768	2808
2609	2649	2689	2729	2769	2809
2610	2650	2690	2730	2770	2810
2611	2651	2691	2731	2771	2811
2612	2652	2692	2732	2772	2812
2613	2653	2693	2733	2773	2813
2614	2654	2694	2734	2774	2814
2615	2655	2695	2735	2775	2815
2616	2656	2696	2736	2776	2816

2817	2857	2897	3245	3289	3329
2818	2858	2898	3246	3290	3330
2819	2859	2899	3247	3291	3331
2820	2860	2900	3252	3292	3332
2821	2861	2901	3253	3293	3333
2822	2862	2902	3254	3294	3334
2823	2863	2903	3255	3295	3335
2824	2864	2904	3256	3296	3336
2825	2865	2905	3257	3297	3337
2826	2866	2906	3258	3298	3338
2827	2867	2908	3259	3299	3339
2828	2868	2910	3260	3300	3340
2829	2869	2911	3261	3301	3341
2830	2870	2913	3262	3302	3342
2831	2871	2916	3263	3303	3343
2832	2872	2917	3264	3304	3344
2833	2873	2918	3265	3305	3345
2834	2874	3216	3266	3306	3346
2835	2875	3219	3267	3307	3347
2836	2876		3268	3308	3348
2837	2877	3221	3269	3309	3349
2838	2878	3222	3270	3310	3350
2839	2879	3223	3271	3311	3351
2840	2880	3224	3272	3312	3352
2841	2881	3225	3273	3313	3353
2842	2882	3226	3274	3314	3354
2843	2883	3227	3275	3315	3355
2844	2884	3230	3276	3316	3356
2845	2885		3277	3317	3357
2846	2886	3232	3278	3318	3358
2847	2887	3233	3279	3319	3359
2848	2888	3234	3280	3320	3360
2849	2889	3235	3281	3321	3361
2850	2890	3236	3282	3322	3362
2851	2891	3237	3283	3323	3363
2852	2892	3238	3284	3324	3364
2853	2893	3240	3285	3325	3365
2854	2894	3242	3286	3326	3366
2855	2895	3243	3287	3327	3367
2856	2896	3244	3288	3328	3368

3369	3409	3449	3489	3529	3569
3370	3410	3450	3490	3530	3570
3371	3411	3451	3491	3531	3571
3372	3412	3452	3492	3532	3572
3373	3413	3453	3493	3533	3573
3374	3414	3454	3494	3534	3574
3375	3415	3455	3495	3535	3575
3376	3416	3456	3496	3536	3576
3377	3417	3457	3497	3537	3577
3378	3418	3458	3498	3538	3578
3379	3419	3459	3499	3539	3579
3380	3420	3460	3500	3540	3580
3381	3421	3461	3501	3541	3581
3382	3422	3462	3502	3542	3582
3383	3423	3463	3503	3543	3583
3384	3424	3464	3504	3544	3584
3385	3425	3465	3505	3545	3585
3386	3426	3466	3506	3546	3586
3387	3427	3467	3507	3547	3587
3388	3428	3468	3508	3548	3588
3389	3429	3469	3509	3549	3589
3390	3430	3470	3510	3550	3590
3391	3431	3471	3511	3551	3591
3392	3432	3472	3512	3552	3592
3393	3433	3473	3513	3553	3593
3394	3434	3474	3514	3554	3594
3395	3435	3475	3515	3555	3595
3396	3436	3476	3516	3556	3596
3397	3437	3477	3517	3557	3597
3398	3438	3478	3518	3558	3598
3399	3439	3479	3519	3559	3599
3400	3440	3480	3520	3560	3600
3401	3441	3481	3521	3561	3601
3402	3442	3482	3522	3562	3602
3403	3443	3483	3523	3563	3603
3404	3444	3484	3524	3564	3604
3405	3445	3485	3525	3565	3605
3406	3446	3486	3526	3566	3606
3407	3447	3487	3527	3567	3607
3408	3448	3488	3528	3568	3608

3609	3649	3689	3729	3779	3830
3610	3650	3690	3730	3783	3831
3611	3651	3691	3731	3784	3833
3612	3652	3692	3732	3785	3835
3613	3653	3693	3733	3786	
3614	3654	3694	3734	3787	3837
3615	3655	3695	3735	3788	3838
3616	3656	3696	3736	3789	3839
3617	3657	3697	3737	3790	3840
3618	3658	3698	3738	3791	3841
3619	3659	3699	3739	3792	3842
3620	3660	3700	3740	3793	3844
3621	3661	3701	3741	3794	3846
3622	3662	3702	3742	3796	3847
3623	3663	3703	3743	3797	3848
3624	3664	3704	3744	3798	3852
3625	3665	3705	3745	3799	3853
3626	3666	3706	3746	3800	3854
3627	3667	3707	3747	3801	3855
3628	3668	3708	3748	3802	3856
3629	3669	3709	3749	3803	3857
3630	3670	3710	3750	3804	3858
3631	3671	3711	3751	3805	
3632	3672	3712	3752	3806	3860
3633	3673	3713	3753	3807	3861
3634	3674	3714	3754	3808	3862
3635	3675	3715	3755	3809	3863
3636	3676	3716	3757	3810	3864
3637	3677	3717	3758	3811	3865
3638	3678	3718	3759	3813	3866
3639	3679	3719	3761	3814	3867
3640	3680	3720	3763	3817	3869
3641	3681	3721	3765	3818	3870
3642	3682	3722	3768	3819	3871
3643	3683	3723	3771	3820	3872
3644	3684	3724	3773	3821	3873
3645	3685	3725	3774	3824	3874
3646	3686	3726	3775	3825	3875
3647	3687	3727	3776	3826	3876
3648	3688	3728	3777	3827	3877

3878	3918	3958	3999	4039	4079
3879	3919	3959	4000	4040	4080
3880	3920	3960	4001	4041	4081
3881	3921	3961	4002	4042	4082
3882	3922	3962	4003	4043	4083
3883	3923	3963	4004	4044	4084
3884	3924	3964	4005	4045	4085
3885	3925	3965	4006	4046	4086
3886	3926	3966	4007	4047	4087
3887	3927	3967	4008	4048	4088
3888	3928	3968	4009	4049	4089
3889	3929	3969	4010	4050	4090
3890	3930	3970	4011	4051	4091
3891	3931	3971	4012	4052	4092
3892	3932	3972	4013	4053	4093
3893	3933	3973	4014	4054	4094
3894	3934	3974	4015	4055	4095
3895	3935	3975	4016	4056	4096
3896	3936	3976	4017	4057	4097
3897	3937	3977	4018	4058	4098
3898	3938	3979	4019	4059	4099
3899	3939	3980	4020	4060	4100
3900	3940	3981	4021	4061	4101
3901	3941	3982	4022	4062	4102
3902	3942	3983	4023	4063	4103
3903	3943	3984	4024	4064	4104
3904	3944	3985	4025	4065	4105
3905	3945	3986	4026	4066	4106
3906	3946	3987	4027	4067	4107
3907	3947	3988	4028	4068	4108
3908	3948	3989	4029	4069	4109
3909	3949	3990	4030	4070	4110
3910	3950	3991	4031	4071	4111
3911	3951	3992	4032	4072	4112
3912	3952	3993	4033	4073	4113
3913	3953	3994	4034	4074	4114
3914	3954	3995	4035	4075	4115
3915	3955	3996	4036	4076	4116
3916	3956	3997	4037	4077	4117
3917	3957	3998	4038	4078	4118

4119
4120
4121
4122
4123
4124
4125
4126
4127
4128
4129
4130
4131
4132
4133
4134
4135
4136
4137
4138
4139
4140
4141
4142
4143
4144
4145
4146
4147

10007